

青丸部分を記入します。

包括登録申請書 書き方見本

包括申請はまず本書と別紙を提出、登録状が来たら開設届を提出します。

必要事項を記入して別紙を添えて所定の収入印紙を貼り返信用封筒と一緒に申請者住所を管轄する総合通信局に提出します。自治会、管理組合などの団体名で申請するときは、団体規約と役員名簿のコピーも各1通添付してください。同梱の書類のうち右下隅に（包括1）（包括2）と印字された書類をご利用ください。（別紙の書き方については右下隅に（別紙見本包括）と印字された書類をご参照ください。）

無線局包括登録（包括再登録）申請書

沖縄県においては「総合通信局長」に取り消し線を引き、「沖縄総合通信事務所所長」としてください。

総合通信局長 殿

提出年月日を記入してください。
西暦、和暦（元号）どちらでも可。

年 月 日

郵便局などで、2900円分の収入印紙をお求めになり、ここに貼ってください。
消印、割印はしないでください。

収入印紙貼付欄

本書は申請者住所を管轄する総合通信局に提出します。
申請は本社住所だが実際に使うのは宮城工場、のように管轄の総通が変わるときは、登録状が来た後に出す「開設届」を、無線機の常置場所を管轄する総合通信局に送ります。（この例では本書は関東、開設届は東北総通に出す）

電波法第27条の32第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第25条の19第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者
申請者

都道府県—市区町村コードは全て記入不要

住所	都道府県—市区町村コード [〒 (-)	法人は必ず登記されている本社（本店）住所で記入してください。支店、営業所、工場、出張所の住所では申請できません。
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 法人または団体の場合は会社（団体）の名称および代表者名（肩書を含む）記入してください。 (例) 法人：代表取締役 ●●●● 団体：理事長 ●●●●	捺印、押印は不要になりました。

支店長、工場長、学部長…はNG

代理人

住所	都道府県—市区町村コード [〒 (-)	代理人が提出する場合のみ記入してください。 (委任状が必要です。)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	

2 電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無

有 無

無に☑してください。

PF0365B
FNFG-NF (包括見本)

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	デジタル簡易無線局
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲<注1>	全国の陸上及び日本周辺海域
③ 周波数及び空中線電力<注1><注2>	351.2MHz～351.38125MHz 6.25kHz 間隔 30波 5W
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	<記入不要>
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	(記入例) 10局 台、ではなく「局」
⑧ 備考	今回登録申請する局数と、将来増設する予定があればその局数の合計を記入します。あくまで見込みですから、実際と異なっても届出などの手続きはありません。(包括登録申請は2台以上を使用する予定のある場合の手続きです。)

<注1>本機以外に種別が 3S (上空利用可能なタイプ) を使用予定の場合は記載内容が異なります。詳しくは管轄の総合通信局にお問い合わせください。

<注2>空中線電力を5Wと記載すると5W機、1W機どちらでも開設できます。空中線電力を1Wと記載すると開設できるのは1W機だけになります。

4 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県—市区町村コード [〒 (-)
部署名	フリガナ 宮城工場を使うが、電波利用料は東京の本社経理部が払う、というようなときに記載します。個人は指定できません。

納入告知書を受け取りたい住所を記入します。申請者住所と同じであればこちらに☑するだけです。

納入告知書を申請者住所とは異なる宛先に郵送を希望する場合に記入します。担当者に確実に郵便が届くよう部署名まで正確に記入してください。

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

この申請に関する内容がお分かりになる方の連絡先を、必ず正確にお書きください。

(包括見本)

